



2025.1.20
飛騨市条例第76号

○飛騨市積立基金条例

平成16年2月1日

条例第76号

(目的)

第1条 この条例は、特定の目的のために資金を積み立てるための基金（以下「基金」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。

名称	目的
飛騨市財政調整基金	年度間の財源調整資金に充当するため
飛騨市国民健康保険財政調整基金	国民健康保険の保険給付及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足を生じたときの財源その他の保健事業に要する費用に充てるため
飛騨市減債基金	地方債の償還財源に充当するため
飛騨市合併基金	合併後の市の振興経費に充当するため
飛騨市学校施設整備基金	学校の整備経費に充当するため
飛騨市交通遺族弔慰基金	交通遺族に対する弔慰経費に充当するため
飛騨市防災基金	防災対策経費に充当するため
飛騨市福祉事業基金	福祉事業の資金に充当するため
飛騨市公共下水道事業基金	公共下水道事業の整備資金に充当するため
飛騨市ふるさと創生事業基金	ふるさと創りのための施設整備、人材育成等の経費に充当するため
飛騨市有線テレビ放送施設基金	有線テレビ放送施設整備及びその他の経費に充当するため
飛騨市介護給付費準備基金	介護保険の保険給付に要する財源調整資金に充当するため
飛騨市公共下水道事業減債基金	公共下水道事業にかかる市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な



2025.1.20
高山市例規より～

○高山市積立基金条例

昭和39年3月18日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により本市が積み立てる積立基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。

名称	目的
高山市夢・まちづくり基金	まちづくり及び地域の活性化を図る資金に充当するため
飛騨高山ふるさと基金	こころのふるさと飛騨高山として愛されるまちづくりを図る資金に充当するため
高山市財政調整基金	災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの資金に充当するため
高山市庁舎整備基金	高山市庁舎の改修及び整備を図る資金に充当するため
高山市減債基金	財政事情の変動等により、地方債の償還財源が不足する場合の資金に充当するため
高山市職員退職手当基金	職員の退職手当の資金に充当するため
高山市福祉健康基金	福祉施設の管理運営及び福祉事業の充実を図る資金並びに市民の健康づくりを推進するための資金に充当するため
高山市民文化会館整備基金	高山市民文化会館の整備の資金に充当するため
高山市災害基金	災害の応急対策及び被災者の支援等に要する経費に充当するため
高山市ごみ処理施設整備基金	ごみ処理施設の整備を図る資金に充当するため
高山市公共施設整備基金	公共施設及び社会基盤の整備に要する経費に